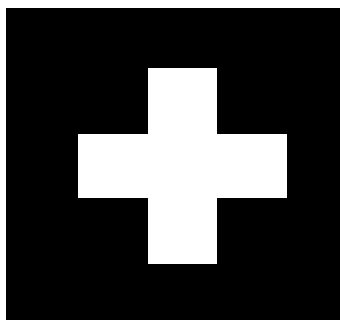
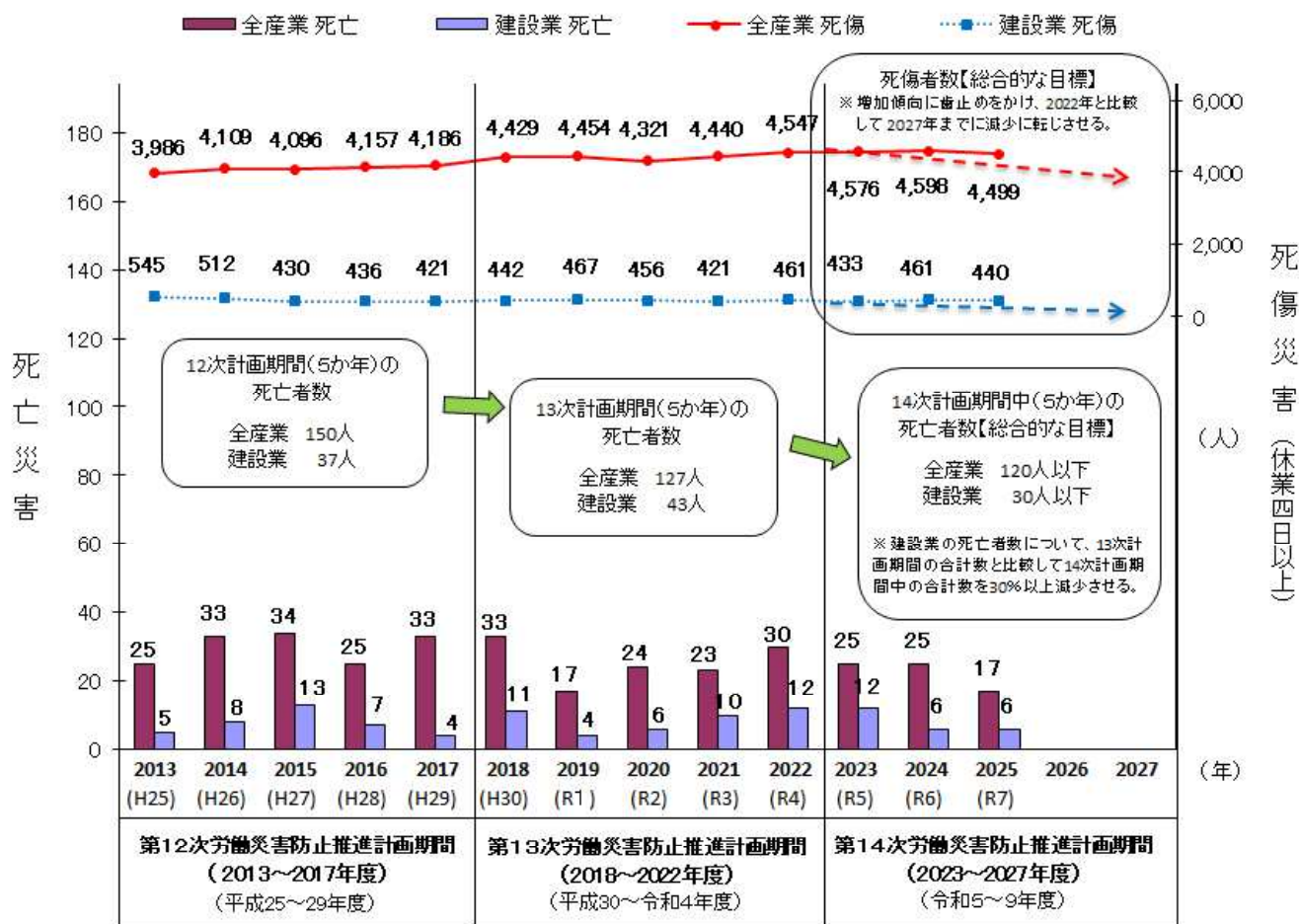


建設業労働災害の防止に向けて（令和8年）

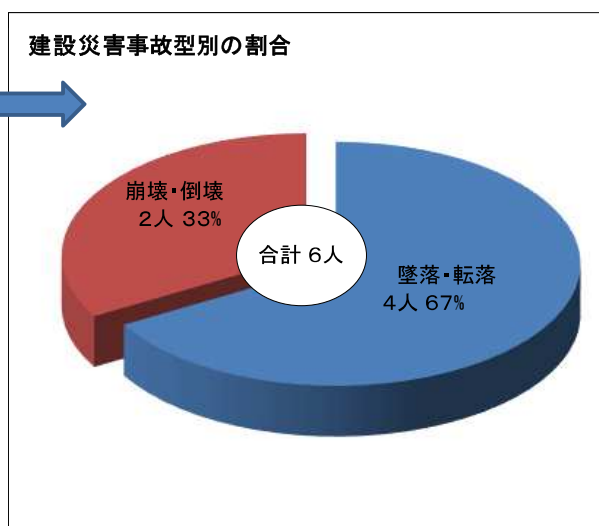
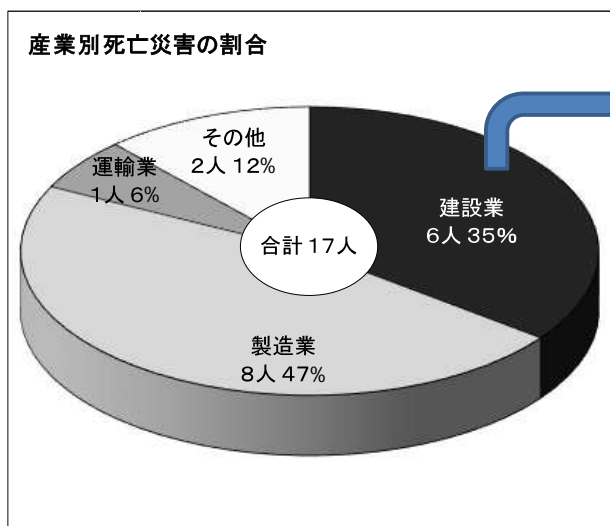


静岡労働局
労働基準監督署
建災防静岡県支部

県内建設業の労働災害の推移



令和7年の県内死亡災害の分析



令和7年 建設業 死亡災害発生状況

※ すべての災害に共通する「同種災害防止対策のポイント」：元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じて適切にリスクアセスメント等を実施し、施工計画、作業計画、作業手順等を定め、これらの計画等に基づき作業を行うこと。施工と安全衛生を一体とする「安全施工サイクル」を定着させ、「見える」安全衛生活動等も積極的に推進しましょう。

墜落・転落		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	建築工事業	個人宅の外壁、屋根の塗装工事において、屋根の塗装作業を行っていた被災者が足場あるいは屋根上から道路上に墜落したものの。
2	建築工事業	ホテルの解体工事において、被災者他2名が3階から1階へ、可搬式巻上機を使って解体用つかみ機を床面の開口部から下す作業をしていたところ、つかみ機がバランスを崩し落下した際に被災者も開口部から墜落したものの。
3	土木工事業	架設の橋のたもとのH鋼を切断するために、被災者が脚立をはしごとして利用し、ガス切断を行っていたところ、バランスを崩し、はしごごと3メートル下の水路底へ転落したものの。
4	建築工事業	解体中の建屋の4階スラブ（床部分）の端部から被災者が約12.2メートル下へ墜落したものの。

崩壊・倒壊		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	土木工事業	護岸工事に使用する小口止工（コンクリート擁壁）が倒れ被災者に激突したものの。
2	建築工事業	ホテル解体現場にて解体用つかみ機の監視作業を行っていた被災者が、解体していた小屋のブロック壁に近づいたときに、当該壁の上部が崩れ、被災者に激突したものの。

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月
準備 重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

- 労働衛生管理体制の確立**
事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立
- 暑さ指数 (WBGT) の把握の準備**
JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
- 作業手順・作業計画の策定**
暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定
- 設備対策の検討**
暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討
- 休憩場所の確保の検討**
冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討
- 服装の検討**
透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討
- 教育研修の実施**
管理者、作業者に
対する教育を実施
ガイド・教育動画 e-learning
 
- 緊急時の対応の事前確認**
緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- 暑さ指数の低減**
準備期間に検討した設備対策を実施
- 休憩場所の整備**
準備期間に検討した休憩場所を設置
- 服装**
準備期間に検討した服装を着用
- 作業時間の短縮**
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止
- プレクーリング**
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- 水分・塩分の摂取**
水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行
させる等を考慮）
- 暑熱順化への対応**
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること
- 健康診断結果に基づく対応**
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
- 日常の健康管理**
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認
- 作業中の作業者の健康状態の確認**
巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を相ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導
- 異常時の対応**
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請